

生徒心得・校則

〔生徒心得〕

この生徒心得は、香住丘高等学校の生徒としての基本的な学校生活の在り方を述べたものです。清新で活みなぎる校風創りのため、規律を重んじ、本校生徒としての自覚と誇りをもって責任ある行動を心がける。

1 礼 儀

- (1) 明るく元気にあいさつをかわそう。
- (2) 正しい言葉づかいを心がけよう。
- (3) 来客に対してもあいさつを忘れず、品位ある態度で応対しよう。

2 服 装

服装・頭髪は清潔を旨とし、多様性を尊重したうえで、端正で華美にならないよう努めよう。

〔校則〕

1 制 服

制服は学校指定のものを着用する。また、制服は一切加工をしないこと。

夏服、冬服の移行期間は設定しない。

以下の儀式的学校行事の際は男女共に白のソックスを着用すること。

・卒業式・入学式・創立記念式典・始業式・終業式・体育祭・その他(学校が指定した行事)

(1) 学生服

- ア 上着右襟に校章、左胸ポケットに名札をつける。
- イ ボタンはきちんと留める。
- ウ ベルトは必ず着用すること。色は黒または茶とする。
- エ 夏服時のインナーは無地で、色は白・黒・グレー・ベージュとする。

(2) ブレザー

- ア 上着左襟に校章、左胸ポケットに名札をつける。
- イ ボタンはきちんと留める。
- ウ ベルトは必ず着用すること。色は黒または茶とする。
- エ 上着を着用する時はネクタイを必ずつけること。
- オ 夏服時のインナーは無地で、色は白・黒・グレー・ベージュとする。

(3) セーラー服

- ア 左胸ポケットに名札をつける。
- イ 夏服時のインナーは無地で、色は白・黒・グレー・ベージュとする。
- ウ スカートの長さは膝が隠れる程度とする。

2 頭 髪

- (1) 前髪は自然にたらしめて目にかからない。
- (2) 髪を結ぶ場合は、一つまたは二つにゴムで結ぶ。(髪が肩を結ぶラインより長い場合は必ず結ぶこと。)
- (3) ゴム・ヘアピン・スリーピン(パッチン留め)等の色については、黒・紺・茶とする。
- (4) 次の事項は禁止する。

髪加工(パーマ、カール・メッシュ・エクステンション(つけ毛)、染色・脱色)化粧、アイプチ、色つきリップクリーム・ピアス・マニキュア・カラーコンタクト等装身具の使用

3 靴 類

- (1) 通学靴は、運動靴又はローファーとする。

- (2) 上靴は、学校指定のものを使用すること。なお、記名については、最初の体育の授業時に、記入要領等を説明のうえ行うので、記名しないでおくこと。

4 ソックス

白・黒・紺・グレーを基調としたソックス。

5 カバン類

- (1) 各自通学に適したカバンを使用すること。
 (2) 自身の通学状況（電車、自転車、徒歩等）から、安全や社会の一員として使用の仕方を考えること。
 また、盗難防止のため、カバンの開閉ができる華美ではないものを使用すること。（リュックタイプ推奨）

6 防寒具

- (1) 希望者に学校指定のカーディガン・セーターの着用を認める。ボタンは留めること。
 【年間を通じて着用可、学校行事等における対応は別途指示する。】
 (2) マフラー・ネックウォーマーは、登下校時のみの着用（校舎内での着用は不可）を認める。
 なお、安全確保の観点から長さについては、首に掛けて腰までのものとする。
 (3) タイツ・ストッキングは黒・紺・ベージュの無地のものとする。
 【年間を通じて着用可、学校行事等における対応は別途指示する。】
 (4) アウターは登下校時のみ着用を認める。（着脱は教室で行う。移動教室で着用は不可。）
 (5) ひざかけ着用については年間を通じて認める。
 (6) 耳当ては登下校時のみ着用を認める。（校舎内での着用は不可）

7 校内生活

(1) 授業

ア 生徒の本分は学習であることを常に自覚し、自主的かつ真剣な態度で授業に臨むこと。

イ 授業等に際しては、教室移動時を含め、必ず以下の校時に示す定刻までに入室・集合すること。

	月・水・金	火・木
SHR（朝礼）	8：45～8：50	8：45～8：50
1 校 時	9：00～9：50	9：00～9：50
2 校 時	10：00～10：50	10：00～10：50
3 校 時	11：00～11：50	11：00～11：50
4 校 時	12：00～12：50	12：00～12：50
昼 休 み	12：50～13：35	12：50～13：35
5 校 時	13：35～14：25	13：35～14：25
6 校 時	14：35～15：25	14：35～15：25
7 校 時	↓	15：35～16：25
清 掃	15：25～15：40	16：25～16：40
SHR（終礼）	15：40～15：50	16：40～16：50
部 活 動	16：00～	17：00～

(2) 休み時間

ア 休み時間は次の授業の準備をする時間であることを常に念頭に置くこと。

イ 食事のマナーに注意し、歩行中の飲食は謹むこと。

ウ 食堂・図書館での後片付けなど施設の利用マナーを守ること。

(3) 放課後

部活動には自主的・主体的に参加し、スポーツ・文化活動を通して個性を伸ばすことに努めること。

(4) 登下校

- ア 交通ルールを守り、事故防止に努めること。
- イ 電車・バス通学においては、乗車マナーを守り、他の乗客の迷惑となるような行為をしないこと。
- ウ 自転車通学については、『14 自転車通学者心得』を参照のこと。
- エ 定刻までにゆとりをもって登校し、落ち着いて授業・課外に臨むこと。
- オ 3月～10月は19:30、11月～2月は19:00を下校完了時間とし、下校時間を守り、それ以後は許可なく校内に残らないこと。

(5) 考査

- ア 厳正な態度で臨むこと。
- イ 試験開始5分前までに着席すること。
- ウ 筆記用具以外はすべて廊下に置くこと。
- エ 試験中物品の貸借はしないこと。

(6) 集会

- ア 集会では、定刻に開始できるように敏速に集合・整列し、集合時間を厳守すること。
- イ 集会中は私語をしないこと。

(7) 施設・器具等

- ア 学校の建物施設・器具等は丁寧に扱うこと。
- イ 机や壁等に落書きをしないこと。
- ウ 誤って破損した場合は直ちに担任あるいは部活動顧問に届け出ること。
- エ 机・椅子等を許可なく教室外へ持ち出さないこと。

8 美化

(1) 清掃

- ア 授業終了後直ちに用具を準備し、指定の場所に集合すること。
- イ 係は開始時および終了時に人員確認をし、担当の教師に報告し、教師の指示により終了すること。

(2) 校内美化

- ア 校内の美化推進について、全員が意識をもつこと。
- イ 飲食物の後始末には特に注意すること。

(3) 校外美化

- ア 校外の美化推進について、全員が意識をもつこと。
- イ 地域社会の一員であることを自覚し、校外での美化活動に率先して貢献すること。

9 携帯品

- (1) 所持品には記名すること。
- (2) 学用品以外の学校教育に不必要な物品(ゲーム等)を持って来ないこと。
- (3) 学用品は許可されたものを除いて、毎日持ち帰ること。
- (4) 物品の紛失・盗難・拾得があった場合、直ちに担任に届け出ること。
- (5) 部室には学用品等、部活動に不必要な私物を置いて帰らないこと。
- (6) 貴重品の管理を徹底すること。

10 諸届け

- (1) 文書による願・届は、すべて校長宛とし、担任に提出すること。
- (2) 休学・復学・転学・退学・忌引については、所定の書式によって願い出ること。
- (3) 欠席・遅刻・欠課・早退・見学など、あらかじめ連絡できるものは、事前に担任に連絡を取ること。
- (4) 遅刻・欠課・早退等については、担任とともに教科担当の教師に届け出ること。
- (5) 1週間を越える病気欠席及び定期考査の病気欠席については、医師の診断書または医証を添え

て疾病届を提出すること。

- (6) 転居した場合には、速やかに担任に届け出ること。
- (7) やむを得ず登校後外出する際は、連絡証明欄に担任の許可を得て、外出許可証を携行すること。
- (8) けがなどにより、やむを得ず規定以外の服装等で登校しなければならない場合には、異装届を提出すること。
- (9) 掲示物については、事前に生徒部長の許可を受けること。また掲示したものは期限後責任をもって取り去ること。
- (10) 校内で集会を催したり、校外の団体に加入しようとする場合には、生徒部長の許可を受けること。
- (11) 学割(旅行許可願書)は所定の書式により願出すること。
- (12) 校内および校外において交通事故・傷害事件に巻き込まれた場合は、被害届を提出すること。

11 校外生活

校外においても本校生徒としての自覚をもち、品位を傷つけることのないように心がけること。

- (1) 夜間外出は謹むこと。〔23時以降は深夜徘徊で補導の対象になる〕
- (2) 交通法規を遵守し、事故防止に努めること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。ただし特別の事情がある場合には、協議のうえ許可することがある。

12 長期休業中の心得

長期休業はその意義を考え、計画的かつ有効に活用し、有意義に過ごすよう心がけること。また詳細については各長期休業前に配付する「休業中の心得」に従うこと。

13 運転免許

運転免許取得は原則として禁止する。ただし特別の事情がある場合には、協議のうえ許可することがある。また就職決定者で成績などに心配のない3年生2月以降の免許取得についてはその都度協議する。無許可免許取得・無免許運転・交通違反については本校特別指導の対象となる。

14 自転車通学者心得

自転車通学においては、常に交通法規を遵守し、自他の安全に十分注意するとともに、歩行者に迷惑をかけない運転を心がける。また、日常の整備点検(ブレーキ、ライト、タイヤ空気圧の調整、及び施錠など)を確実にを行い、安全運転に細心の注意を払う。

- (1) 自転車通学を希望する者は、必ず自転車通学許可願を提出し、許可を受けること。なお、キックボードでの通学を禁止とする。

ア 資格

- (ア) 保護者等の同意を得ている者。
- (イ) 交通規則及び校内規程を遵守し、交通マナーを守ることができる者。

イ 許可の条件

- (ア) 必ず防犯登録をし、保険に加入すること。
- (イ) ライト(自動点灯式が望ましい)及び反射板がついていること。
- (ウ) ブレーキに異常がないこと。
- (エ) 後輪にステップがついていないこと。
- (オ) ハンドルなどを改造していないこと。
- (カ) 施錠できること。(2箇所以上)
- (キ) 雨ガッパを持っていること。
- (ク) 自転車用ヘルメットを必ず着用すること。(SG マーク、JCF 公認/推奨マーク付き製品を推奨)
※これらの項目について、事前に確認を行う。条件を満たしていない自転車で通学を許可することはできない。

- (2) 次の事項に違反した場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。

ア 道路交通法に基づき、道路の左側路側帯を運転すること。(ただし標識のあるところは歩道も可)

- イ 香椎花園前の踏み切りと正門との間は自転車を押して歩くこと。
- ウ あいたか橋の緑地側の指定区間は自転車を押して歩くこと。
- エ 無灯火運転、二人乗運転、傘差し運転, 並列走行をしないこと。
- オ 自転車運転中は携帯電話を使用はしないこと。
- カ ヘッドフォン、イヤフォンで音楽を聴きながら運転しないこと。
- キ 校内では自転車から下りて押して通行すること。
- ク 校内では指定された場所に駐輪すること。また駐輪中は必ず施錠すること。
- ケ 雨天時は必ず雨具を着用すること。雨天時はできるだけ自転車を利用しないことが望ましい。
- コ 他人との貸借はしないこと。
- サ 自転車用ヘルメットを着用すること。

(3) 自転車通学を許可された者は、学校指定の許可ステッカーを必ず自転車後部に付けること。なお、ステッカーの紛失等の場合は必ず再登録を行うこと。

(4) 登録した自転車の買い替えや、盗難などの場合は係の教員にすみやかに届け、再登録を行うこと。

15 携帯電話(スマートフォン等)について

携帯電話(スマートフォン等、以下スマホと記述)の持ち込み許可に当たって、「青少年有害情報フィルタリングサービス」に加入することを原則とする。なお、スマホ以外の情報機器(iPad 等)についてもスマホと同様の取り扱いとする。

(1) 校内での取り扱いについて

ア 校内では電源を切り、カバンの中にしまっ、他の貴重品と同様に自己管理を徹底する。

イ 授業その他でスマホを使用する場合は教員の指示に従うこと。教員の指示に従わない場合には、指導の対象とする。

ウ 定期考査、実力考査の試験において、試験場内へのスマホの持ち込みは不正行為と見なし、特別指導の対象とする。

エ 教室移動等の際は、紛失・盗難防止に努める。(紛失・盗難等が起きても学校は補償ができない。)

オ 保護者等との連絡に限り携帯電話を使用する場合は、携帯電話使用スペース(職員室横の公衆電話付近)での使用を可とする。ただし使用後は、必ず電源を切ること。(持ち出し時は、袋・カバンに入れること)

カ 規程に違反をした(校内での不適切な使用をした)場合

1回目 担任による指導(保護者等連絡)

反省文提出、校内持ち込み2週間禁止

2回目 学年による指導(保護者等連絡)

反省文提出、校内持ち込み2週間禁止、学年指導3日程度

3回目 生徒指導課による指導(保護者等呼び出しの上、生徒部長説諭)反省文提出、校内持ち込み2週間禁止、学年指導5日程度

※ 3回目指導の対象となった場合は、「香住丘賞」の対象から除外

(2) 校外での使用について

ア 歩行中の使用(イヤホンの着用含む)は、周囲の状況に注意が及ばなくなるなど危険であるため禁止とする。

イ 自転車乗車中の「ながらスマホ」は道路交通法違反になるので厳禁である。

ウ 公共の交通機関(JR・西鉄電車・バス等)内での通話は禁止する。